

厚生労働省告示第百五十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月六日

厚生労働大臣 細川 律夫

第2添加物の部C 試薬・試液等の項1 試薬・試液のN・アセチルグルコサミン、定量用の目及び定量用N・アセチルグルコサミンの目を削る。

第2添加物の部D 成分規格・保存基準各条の項のN・アセチルグルコサミンの目及びタンマル樹脂の目を削る。

第2添加物の部E 製造基準の項中「、ニンニク抽出物、ペパー抽出物」及び「、ワサビ抽出物」を削る。